

令和7年度後期授業料免除申請要項

1 授業料免除の概要および対象者

令和7年度後期における授業料免除を、次のとおり実施します。

なお、本科4年生～専攻科2年生が対象の「高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免」は、以下【参考】のとおり、確認が行われます。

【参考】「授業料等減免」の希望の有無の確認(申請)方法

新規申請の方：JASSO 給付型奨学金をスカラネット(インターネット)から申請する際に確認(申請)する設問があります。
採用されている方：JASSOにて行われる10月の適格認定(家計)の結果に基づき、学校から対象者のみに変更認定に関する申請書の手続きを案内します。案内がない方は手続き不要です。

また、【高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免】に申請し、【国立高等専門学校機構における授業料減免】にも該当する方は、両方に申請することも可能です。(裏面：3その他 参照)

国立高等専門学校機構における授業料減免

(イ) 災害等による場合 (第134号第4条)

次の①又は②に該当する事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 免除算定基準日(原則、前期は4月1日。後期は10月1日。)前6月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(ロ) その他特別な事由の場合 (第134号第10条)

次の①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 免除算定基準日前6月以内において、学資負担者の失職等理事長が定める理由により著しい家計の急変があった者
- ② 在学した期間が通算して36月を超える者等、就学支援金の受給資格のない学科の第3学年以下の学生であり、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格がある学科の第3学年以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある者

(ハ) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合

新型コロナウイルス感染症の影響で以下のすべてに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書(対象の公的支援は新制度の例に準ずる)の提出があった場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっていること。
- ② 事由発生後の所得が機構の通常の授業料等免除制度の基準の範囲内となっている者に対する支援であること。

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。詳しくは裏面に記載の提出先へお尋ねください。

※2 「学業優秀」とは、一次及び編入学生について、前期は、中学校(編入学生は、直前に在籍していた学校)在学時の成績又は入学試験の成績が入学者の上位3分の2以上であること若しくは校長がそれらと同等の学力があると認めることです。また後期は、授業料免除を行う期の直前の学期における成績が上位3分の2以上であること又は校長がそれらと同等の学力があると認めることです。その他の学年の学生については、授業料免除を行う期の直前の期において、各学校が定める標準単位数を修得し、成績が上位3分の2以上であること又は校長がそれらと同等の学力があると認めることです。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情があると校長が認める者については、特例が認められます。なお、修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者(授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。)は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

2 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

3 その他

- ・虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。
- ・前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれの期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。
- ・A【高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免】または【高等学校等就学支援金】とB【国立高等専門学校機構における授業料減免】の両方に申請し、両方で許可された場合、最終的な免除額はいずれか大きい額です。（例えばAで1/3減免、Bで半額免除が許可された場合、半額免除）

4 提出書類

以下の本校公式Webサイトを確認し、必要な書類を提出してください。

※様式は本校公式Webからダウンロードできます。また、希望者には担当窓口でも配布します。

【本校公式Webサイト】授業料免除 <https://kumamoto-nct.ac.jp/shien/support/menjo.html>

提出書類	様式1 (授業料免除申請書)および 家族状況等の確認書類
提出期限	10月1日(水) 17時



※提出書類に不備・不足がある場合は受付できません。

※提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は申請がなかったものとみなし、期限後は受け付けません（家計急変の場合を除く）。

※申請を途中で辞退する場合は、提出先(担当)へ申し出てください。

※ご不明な点等ありましたら、提出先(担当)までお問合せください。

■家族状況等の確認書類

- ・(様式2)家族状況等申告書
- ・(様式2)家族状況等申告書で「はい」にチェックした行の右に記載されている書類すべて
- ・免除申請者と生計を一とする世帯全員分の住民票の写し ※1
- ・免除申請者と生計を一とする世帯全員分の所得証明書 ※2（令和7年度(令和6年分)）

★上記以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

※1 住民票の写しについて

- ・世帯の構成員に変更がなく前期に提出している場合、再度提出は不要。（世帯員が増えた場合は、その方を含む世帯全員分の住民票を提出。）

※2 所得証明書について

- ・世帯の構成員に変更がなく前期に提出している場合、再度提出は不要。（世帯員が増えた場合は、その方の所得証明書を提出。）
- ・記載が必要な事項…給与収入額, 合計所得金額, 課税標準額, 市民税・県民税額、所得控除の内訳
- ・就学者、15歳未満、専業主婦等も提出対象。
- ・所得がなく所得証明書が発行されない場合は、代わりに非課税証明書を提出。
(収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について、無収入申立書による申立てを行う場合は、新たに申告し所得証明書を再取得する必要はない)

■提出先（担当）

【八代キャンパス】

学務課学生係

〒866-8501 八代市平山新町 2627

TEL : 0965-53-1233

メール : g-gakuse@kumamoto-nct.ac.jp

【熊本キャンパス】

学生課学生支援係

〒861-1102 合志市須屋 2659-2

TEL : 096-242-6229

メール : shien@kumamoto-nct.ac.jp